

第2回 甲賀市景観審議会
会議録 要旨

- 日 時 : 平成24年7月13日(金) 14:00~16:30
- 場 所 : 甲賀市役所 水口庁舎 第3委員会室
- 出席者(敬称略・順不同)
6名
- 欠席者(敬称略・順不同)
2名
- 事務局
5名
- 次 第
 1. 開会
 2. 市民憲章の唱和
 3. 挨拶
 4. 報告事項
 - (1) 土山地域説明会の状況について
 - (2) 紫香楽宮跡の景観づくりの状況について
 - (3) 前回ご意見への対応について
 - ① 防災・防犯の視点の追加について
 - ② ガイドラインの位置付けの確認
 - ③ 維持・保全の中に発展性を描ける部分を示せるか
 - ④ 補助金の確認
 5. 審議事項
 - (1) 景観計画(案)について
 - ① 届出の必要な行為と基準項目について
 - ・届出の基準は妥当かどうか
 - ・基準の内容は妥当かどうか
 - (2) ガイドライン(案)について
 - ・ガイドラインの位置づけと内容のイメージの確認
 6. 閉会挨拶

4. 報告事項 (◎:委員 ○:事務局)

(1) 土山地域説明会の状況について

→ 土山地域全域の区長を対象に、説明会を実施した旨を報告。

(2) 紫香楽宮跡の景観づくりの状況について

→ 教育委員会の取組と連携して、文化財整備計画と合わせて景観づくりの取組を進めていく旨を報告。

(3) 前回ご意見への対応について

① 防災・防犯の視点の追加について

→ 景観計画 P4、P19 で対応。

② ガイドラインの位置付けの確認

→ ガイドライン P1 で対応。

③ 維持・保全の中に発展性を描ける部分を示せるか

→ 景観計画 P5 ② で対応。「保全」だけでなく、「創造」の視点を加える。

④ 補助金の確認

→ 街並み環境修景事業に関する補助金制度がある。150 万円を上限。観光部局が所管。県と整合を図っていきたいと考えている。

その他

→ 議事録については、来週中に HP に UP の予定。

- ◎ 土山地域説明会について、これまでの周知が薄かったということですが、何かご意見はありますか？
指定樹木については、標識などは設置されていないのですか？
- 樹木については、施行規則でお示ししているのみです。
- ◎ これからは何らかの対応が必要だと思います。
①、②について、ご意見が無いようですが、③についてはどうですか。第 1 回審議会でも出された意見に対して、ある程度対応していただいていると思います。今後も総合的に対応していただきたいと思います。

5. 審議事項 (◎：委員 ○：事務局)

(1) 景観計画(案)について

- ◎ それでは、5. 審議事項に入らせていただきたいと思います。事務局の説明をお願いします。
- ◎ <事務局説明>
- ◎ 何かご意見はありますか？
- ◎ P21 の図について、ぱっと見でわかりにくいと思います。
- ◎ 現行の内容でまとめるとこうした表現になります。
これまでの県と市の取組の一体化を図ることも大切ではないかと思います。一旦全て整理してはどうでしょうか。市民の方が体系図を見たときに、行為を行う箇所がどこに該当し、どのような規制や基準がかかるかが、すぐ分かるようにしなければなりません。
- 景観形成地区が増えていくことに配慮しています。例えば信楽地域で地区を指定した場合は、A、B の区域には関わらず、地区単独で加わる形になります。
- ◎ 例えば、e. 環境保全地区が市内各地に指定されるとしても、景観形成基準は、地域の特性に応じて違うものになる可能性が高いと思います。そうすると、それぞれの区域ごとに景観形成地区を指定されるほうが整理がしやすいと思います。
- ◎ 景観形成地区の名称についても将来を見据えた観点で、土山地域の条例と切り放して考え直した方がよいと思います。
- ◎ 土山地域を分けるなら、スパッと分けるほうがよいと思います。土山地域そのものを景観形成地区にしてもよいと思います。
- 景観計画を 2 分冊にすることも考えましたが、計画区域を区分することで対応しました。しかしこれが複雑な体系となり分かりにくくなった点もあると思います。再度、市全域を景観計画区域の対象としたうえで、景観形成地区の体系を検討します。
- ◎ 届出の規模について、ここ数年、信楽地域では国道の沿道よりも、街なかで「窯元散策路」などとして位置付けられ、賑わいを見せています。その辺りの建築物の多くは 1 階～2 階建

てで木造です。3階建てができると周囲に威圧感・圧迫感を与える恐れがあります。13m以下の建築物であっても、景観的に問題であると思います。審議会のメンバーで視察することも考えていただきたいと思います。

また登り窯がいくつかありますが、街なかに残っているものは使われないため、保全できず、風化が進んでいます。景観の取組の中で残していくことも考えて欲しいと思います。

- ◎ 重要なお指摘をいただきました。地域による特性と密接に関わる部分でもあります。細かなポイントまで計画に盛り込み、条例に基づいて地域ごとの景観計画ができると良いと思います。そういう内容をここに盛り込むことができると良いと思います。特に信楽地域については観光的な取組が進められてきたところです。この景観計画を活用して、地域の新たな景観計画が作られていくような方向性が生まれてくると良いと思います。「この景観計画があるから出来る」ということも、条例や景観計画の大事な役割だと思います。そうした部分を盛り込めると良いと思います。地域での話し合いを積極的にできるように、市としても根拠として活用できるような中身であってほしいと思います。
- 条例や規則の方向性として、市民からの手上げ方式で、景観のルールづくりを支援できるようにしていきたいと考えています。
- ◎ 独自性を出せる方が良いと思います。大いに活用できるよう、計画の中でも積極的に謳い込めるとありがたいと思います。本来は補助金が付くような取組ではないかもしれませんが、甲賀市の場合は地域の活動に対する補助金が使いやすいとも聞いています。景観にも生かすことができると良いと思います。
- ◎ 7章の部分ガイドラインに例として載せると使いやすくなると思います。
広告物について、土山地域と甲賀市内では温度差がありますが、甲賀市全域で基準を書くことはできないのですか？
- 屋外広告物について土山地域以外の部分についても、書くことはできます。
- ◎ 現在の基準では、土山地域以外には屋外広告物の基準はないのですね。
- ありません。
- ◎ 景観計画区域と景観形成地区は別々の基準となっているのですか？
- 別々となっています。方針や目標は共通です。
- ◎ 土山地域の国道1号沿道については、一般住宅は対象外となっているが、4F以上の一般住宅は対象とならないのですか？基準が緩い状態になっています。
- ◎ 本来であれば、厳しくなるところが、弱くなっています。
- 対応します。
- ◎ 抜け落ちることがないようにしないといけないと思います。

(2) ガイドライン(案)について

- ◎ 事務局の説明をお願いします。
- ◎ <事務局説明>
- ◎ 何かご意見はありますか？
- ◎ P37の「自然植生」について、「連続性」や「まとまり」を持たせた生態系に配慮した植栽方法について、記載を加えてはどうかと思います。鳥や蝶などが移動出来るつながりのある緑化、外来種を使わない、生物多様性への配慮を加えていただきたいと思います。
- ◎ どんな風な記載を想定していますか？
- ◎ P37に言葉で追記する形で良いと思います。
- ◎ 目標の4について、具体的な方針が記載されていない。細かいエリアの取組など具体的な内容を記載してはどうかと思います。
- ◎ 地域の特性を生かして景観づくりに取組んでいく旨を記載していただきたいと思います。

- ◎ 「ご遠慮色」を除くと全体に地味な色合いになります。「ご遠慮色」は、法的な制約ではないのですか？
- 推奨する基準であり、形成基準には含まれません。
- ◎ 目立つ色彩の住宅などは、新興住宅地においては目印になって良いところもあります。
- ◎ 基準があるのは「基調色」の部分です。「強調色」としては、いろんな色を使うことができます。社会性のある建築物の外観には彩度の高い色彩は避けた方がよいと思います。但し、ベンガラ色など地域の特色のある色彩については良いのではないかと思います。
- ◎ 色彩で景観の印象がずいぶんと変わります。
- ◎ 海外の都市は材質にもよりますが、無彩色が多いです。ラインでそろえる方が特に住宅地などでは景観の統一性を図ることができると思います。
- ◎ 全体で調和を考えて確認申請をしていただけると良いと思います。30日以内とのことですが、どれくらいの日数がかかるのですか？
- 届出をしていただいて、問題が無ければ制限期間を短縮もできます。
- ◎ P5 国道1号について、官民境界から左右50mとありますが、どういう意味なのですか？
- 道路の路肩から民地側という意味です。表現を見直します。
- ◎ ガイドラインの体裁・内容は一般的なものです。各地域で、より厳しいガイドラインが必要となった時に作りやすいよう、配慮してください。
- ◎ 「質の高い洗練された意匠」など、土山地域の景観形成基準の表現が、あいまいで難しいと感じます。P51のように写真や解説を載せるのですか？
- 写真なども用いてわかりやすく表現したいと考えています。その写真が基準にあっているのかと云われると、難しい部分もあると思います。
- ◎ 表現の工夫を検討していただきたいと思います。
- ◎ 「植栽で隠す」などはわかりやすいが、「格調高い」などはわかりにくいと思います。
- ◎ ガイドラインとしては曖昧すぎるというご指摘です。思い切ってもっと具体的にしますか？
- その方が有効だと思います。
- ◎ 景観計画区域ということで、色彩基準がかかってくるのですか？戸建住宅は対象となるのですか？
- ほとんどマンションなどの大規模建築物等についての基準となります。
 - 柚川沿川の甲南地域では、地区計画で規制をしています。
- ◎ P25のような色彩に関する記述は限定されたものになりますか。
- 面積要件などを加味すると、かなり限定的になります。ほとんど届出なしとなっています。
- ◎ 信楽地域や水口地域などでも景観形成区域が増えていくのですか？
- そのように市民が手を上げていけるしくみを作っていきたいと思っています。加えてそうした取り組みに対しての助成制度などもできると良いと思っています。
- ◎ 土山地域の条例を生かしながら進めるのですか？
- 新たな景観条例に基づき展開していきます。
- ◎ 基準について表として分けられていますが、大きな違いのないものもあります。県からの指導でこのようになっているのですか？
- 分けたほうが良いか、まとめたほうが良いか、再度、事務局内で検討します。
- ◎ 土山地域の基準をそのまま信楽地域に持っていけるのか、ということも考えていかないといけない。地域性は大切にしたい方が良くと思います。
- ◎ 新しい景観形成区域を設けた場合、ガイドラインも作らないといけないと思います。基準を都市計画課で管理するか、地域で協議会等を作って運用するかについても将来的には考えていく必要があると思います。

- 都市計画的には地区計画のような手法が良い場合も考えられます。選ぶことのできるよう考えていきたいと思います。
- ◎ 観光の面から景観を守るということも考えられますか。
- 地域の合意形成によって出来ると思います。
- ◎ 都市計画課で取組むかどうかはわかりませんが、看板の統一などができるのかどうかと思います。
- ◎ 地域によっては「サイン計画」などの取組もあります。まちづくりや景観など、取組の切り口はいろいろだと思いますが、景観行政の中にも道を開けておく必要があると思います。しかし景観行政では補助金を出すのは難しいと考えられます。
- 規制が厳しくなるのであれば、可能性もあると思います。
- ◎ 補助金というよりも、景観を守ることで地域の価値があがるということ、地域の方々に納得していただけるとありがたいと思います。たちまち経済的効果があるというのではなく、長い目で見て、地域の存在価値が上がることに繋がりますので、そういう取組の仕方を工夫し、納得していただくことが大切だと思います。
そのほかご意見はありますか。無いようであれば、これで議論を終わります。ガイドライン（案）などを見ている中で何かあれば事務局にお伝えください。これで議論を終わります。
- ありがとうございます。

6. 閉会挨拶

- ◎ ありがとうございます。
東海道の宿場に面するところに住んでいますが、来訪者の方々に「通りが綺麗」、「子ども達もあいさつをしてくれる」など云われます。形や色を守ることも大切ですが、住民主体のまちづくり、心づくりが大切であり、課題でもあると思います。
- 次回は9月上旬の開催を予定しています。ご意見にもありましたように、視察も含め考えたいと思っています。